



日本投資顧問業協会

Japan Investment Advisers Association



資産運用業宣言 2020

～わたしたちは皆さまとともに、資産と社会の未来を創ります～
“投資は未来を創るもの、*Invest for a Brighter Future*”

【社会的使命】

資産運用会社の使命は、皆さまの安定的な資産形成に向けて最善を尽くすと共に、そのための投資活動を通じて社会課題の解決を図り、皆さまの豊かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢献することです。

【目指すべき姿】

《専門性と創造性の追求》

最良の運用成果と付加価値の高いサービスを提供するために、皆さまから大切な資産の運用を託されていることを役職員ひとり一人がしっかりと自覚し、その責任と誇りを持ち、常に高い専門性と多様な創造性を追求します。

《顧客利益の最優先》

皆さまの資産の長期的利益を最優先することは、運用を託される我々資産運用業の拠って立つところであり、その徹底のために様々な取り組みを常に追い求め、皆さまからのご期待にお応えします。

《責任ある投資活動》

専門的な調査活動や投資先の企業などとの積極的な対話といった責任ある投資活動を通じ、運用資産の価値向上を図り、豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

《信認の獲得》

運用哲学をはじめ自らの強みを明らかにし、切磋琢磨しながら、運用力や提供する商品・サービスの更なる向上を図ることで、今まで以上に皆さまにご信認いただき、多くの資産の運用を託されることを目指します。

はじめに

一般社団法人 日本投資顧問業協会は、金融商品取引法第78条に基づき、内閣総理大臣によって認定された、認定金融商品取引業協会です。

協会は、1987年10月に大蔵大臣（当時）の許可を得て設立されました。以来、投資者の保護を図るとともに、投資運用業および投資助言・代理業の健全な発展に資するという目的を達成するため、自主規制ルールの制定・改廃等の業務や当局との折衝等種々の活動を行っています。

協会の会員は、投資運用業を行う会員および投資助言・代理業を行う会員で構成されており、会員の行う業務は、伝統的な有価証券を投資対象とする投資一任業務や投資助言業務に加え、不動産関連有価証券の運用業務やファンド運用業務、ラップ業務など、多様化が進んでいます。

2025年3月末現在、協会には投資運用業を行う会員367社、投資助言・代理業を行う会員483社、計850社が加入しており、投資運用業を行う会員の契約資産残高は約645兆円となっています。

資産運用立国の実現に向けて様々な動きが活発化する中で、インベストメント・チェーンにおける資産運用会社の重要性も高まっています。これに伴い、協会に対しては資産運用業界の更なる発展を後押しするという役割が期待されています。また、協会では各種セミナー・研修などによる継続的な会員の研鑽をサポートする活動に加え、大学寄附講座の継続を通じて、次代を担う資産運用人材育成などにも注力しています。

当協会は、2026年4月、投資信託協会と統合し「一般社団法人資産運用業協会」として新たな活動をスタートします。両協会の統合が実現すれば、資産運用立国に相応しく、会員数が約900、会員の運用資産規模が約970兆円と、我が国金融界では最大規模の協会となり、資産運用業が銀行業、証券業、保険業と肩を並べる存在として重要な地位・役割を担うことに繋がるものと考えております。

新協会に対しましても、ご支援賜りますようお願い申し上げます。



資産運用業大会の様子
(2024年9月)

投資運用業とは

会員が行う投資運用業には、次の2つの種類があります。

①投資一任業務：投資者と投資運用業者が投資一任契約を締結して、投資運用業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて投資者の財産を有価証券等に対する投資により運用する業務です。

投資一任契約による運用は、年金基金やラップ口座、不動産の私募ファンド等の運用において広く利用されています。

②ファンド運用業務：集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）持分の権利を有する者から拠出された金銭等の財産を、投資運用業者が金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて、主として有価証券等に対する投資により運用する業務です。

主としてベンチャー企業の育成や事業会社の再生等を目的として組成されたファンドの運用において利用されています。

投資助言・代理業とは

会員が行う投資助言・代理業には、次の2つの種類があります。

①投資助言業務：顧客である投資者に対して投資顧問（助言）契約に基づき、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し、投資者から報酬を得て、投資者のために助言を行う業務です。最終的な投資判断は投資者自身が行います。

②代理・媒介業務：投資運用業者または投資助言・代理業者から投資一任契約または投資顧問（助言）契約の締結に関する業務を委託された業者が、投資者との契約締結の代理・媒介を行う業務です。

投資運用業、投資助言・代理業を営むためには

投資運用業、投資助言・代理業を営む業者は、金融商品取引法の規定に基づく金融商品取引業者として、内閣総理大臣の「登録」を受けなければなりません。

協会の事業

1 会員の業務の公正性、適正性を確保し、投資者の保護を図るための取組み

- ① 自主規制ルールをはじめとする必要な協会規則の制定、改廃
- ② 会員の業務の多様性に対応したコンプライアンス研修の実施
- ③ 自主規制ルールの遵守状況等調査票の実施・調査票に基づく指導
- ④ 会員に対する個別相談・指導
- ⑤ 臨店による会員監査
- ⑥ 苦情相談・あっせんの業務～特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）への業務委託
- ⑦ 「認定個人情報保護団体」として個人情報の保護に関する各種の取組み

2 業の健全な発展・拡充に関する取組み

- ① 金融商品取引法等に係る金融庁その他関係機関に対する意見提出、折衝等
- ② 資産運用業の高度化に関する取組み
- ③ ESGを含むスチュワードシップ・コードに係る会員の取組みに関する業務、研究会の開催等
- ④ コーポレートガバナンスに係る情報収集・情報発信等の取組み
- ⑤ 顧客本位の業務運営に関する取組み
- ⑥ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取組み
- ⑦ 諸規則の英語化など金融庁の「世界に開かれた国際金融センターの実現」に資する取組み
- ⑧ オンライン会議・研修の導入など新たな業務運営への取組み
- ⑨ 統計資料の公表、業務参考資料の作成
- ⑩ 会員の特性に応じた各種の業務研修の実施
- ⑪ 投資教育の一環として大学における寄附講座の開設
- ⑫ ホームページ等を通じた広報活動
- ⑬ 内外の関係諸団体との連携・情報交換等

2024年7月から2025年6月までの主な活動は、次のページのとおりです。

協会の活動状況(2024年7月～2025年6月)

活動時期	活 動 内 容
2024年7月24日	2024年6月27日に金融庁から公表された「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対して、金融商品取引業等に関する内閣府令第71条第3項に定められた事項が既にHPに掲載されていれば新たな対応は不要であるか確認する等の意見書を、同年7月24日、同庁企画市場局市場課に提出しました。
2024年8月2日	2024年7月4日に金融庁から公表された「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（案）」に対して、VC が上場後のマーケットリスクを負いながらクロスオーバー投資を行うことはオルタナティブ投資家にとっては疑問ではないかとする意見書を、同年8月2日、同庁企画市場局市場課に提出しました。
2024年8月9日	FMアナリスト研修をオンラインで開催しました（視聴は9月5日まで）。 第一部「働く女性の健康と健康経営」 経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 課長補佐 山崎牧子氏 第二部『ダイバーシティ経営の基盤を支える「女性特有の健康課題解決」の提案』 株式会社リンケージ 代表取締役CEO 生駒恭明氏 同 FEMCLE事業責任者・日本医療政策機構フェロー 今村優子氏
2024年9月9日	研修をオンラインで開催しました（視聴は10月5日まで）。 「価値創造に貢献する内部監査」 一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授 佐々木清隆氏
2024年9月30日	投資信託協会との共催により、第3回「資産運用業大会」を開催しました。本大会では、神田潤一内閣府大臣政務官（当時）からご挨拶をいただき、伊藤豊金融庁監督局長（当時）から「資産運用業の健全な発展に向けて」というテーマで御講演いただきました。
2024年10月	早稲田大学、名古屋大学、東北大学において寄附講座を継続開設しました。横浜国立大学において寄附講座を新規開設しました。
2024年10月18日	FMアナリスト研修をオンラインで開催しました（視聴は11月15日まで）。 「金利上昇局面における国内不動産市場の動向と展望」 株式会社三井住友トラスト基礎研究所 投資調査部長 上席主任研究員 大谷咲太氏
2024年10月23日	金融庁総合政策局、企画市場局、監督局および証券取引等監視委員会の幹部と協会役員との意見交換会を開催しました。また、第2回を2025年2月26日に開催しました。
2024年10月23日	研修をオンラインで開催しました（視聴は11月21日まで）。 「最近における証券取引等監視委員会の検査状況について」 証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課長 野原哲也氏
2024年11月15日	2024年10月23日に金融庁から公表された「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対して、契約締結前交付書面の最初に平易に記載する事項を追加する案となったが現行の契約締結前書面は有効であるか確認する等の意見書を、同年11月15日、同庁企画市場局市場課に提出しました。

活動時期	活 動 内 容
2024年11月29日	FMアナリスト研修をオンラインで開催しました（視聴は12月27日まで）。 『不動産分野TCFD対応ガイドンス』改訂版について』 国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課 企画専門官 高梨潤氏
2024年12月6日	研修をオンラインで開催しました（視聴は2025年1月5日まで）。 「サイバーセキュリティガイドラインの概要と求められる対応」 株式会社日本総合研究所 調査部 金融リサーチセンター 主任研究員 谷口栄治氏
2024年12月11日 2024年12月25日	スチュワードシップ活動におけるベストプラクティス等を会員と共有するとともに、政府の関係機関における議論などに貢献していくことを目的とし、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の宮園雅敬理事長（当時）をゲストスピーカーにお迎えして「スチュワードシップ研究会」を開催しました。
2024年12月20日	研修をオンラインで開催しました（視聴は2025年1月17日まで）。 「資産運用立国実現のために～アセットオーナーが期待する資産運用業者の役割と責務～」 企業年金連合会 運用執行理事 中村明弘氏
2025年2月12日	2025年1月17日に金融庁から公表された「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対して、「投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録」とはどのような内容の記載を想定しているのか確認する等の意見書を、同年2月12日、同庁企画市場局市場課に提出しました。
2025年2月27日	研修をオンラインで開催しました（投資信託協会との共催、視聴は3月21日まで）。 「個人情報取扱いに関する研修会」 金融庁 企画市場局総務課 調査室 課長補佐 羽藤陽子氏 金融庁 監督局総務課 課長補佐 中西成太氏
2025年3月10日	研修をオンラインで開催しました（視聴は4月6日まで）。 「投資助言・代理業者にかかる監督行政について」 関東財務局 理財部 証券監督第2課長 佐藤尚大氏
2025年4月	一橋大学、大阪大学、神戸大学において寄附講座を継続開設しました。
2025年4月7日	2025年3月14日に金融庁から公表された「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対して、共同保有者の範囲の明確化に関し、一定の資本関係がある場合についてその内容を確認する意見書を、同年4月7日、同庁企画市場局企業開示課に提出しました。
2025年4月16日	2025年3月21日に金融庁から公表された「責任ある機関投資家の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）」に対して、保有株式数の開示は、円滑に建設的に対話を進めるためのものであって、保有する株式数の多寡が重要ではないことを周知し、株式数で対話機会が左右されないようお願いする等の意見書を、同年4月16日、同庁企画市場局企業開示課に提出しました。
2025年5月21日	研修をオンラインで開催しました（視聴は6月20日まで）。 「金融分野における健全なAI活用に向けて～AIディスカッションペーパーから見る展望と課題～」 金融庁 総合政策局 フィンテック参事官室 イノベーション推進室長 チーフフィンテックオフィサー 牛田 遼介氏
2025年6月10日	研修をオンラインで開催しました（視聴は7月6日まで）。 「資産運用立国の実現と市場の信頼性確保に向けた取組」 証券取引等監視委員会 事務局長 井上俊剛氏

協会の機構

協会は①最高意思決定機関である総会、②業務執行機関である理事会、③二つの常設委員会とその下部組織となる部会から構成されています。

また、協会は会員の処分や自主規制ルールへの遵守に向けた改善指導策についての意見を求めるため、会長の諮問機関として規律委員会を設置しています。

常設委員会の業務内容

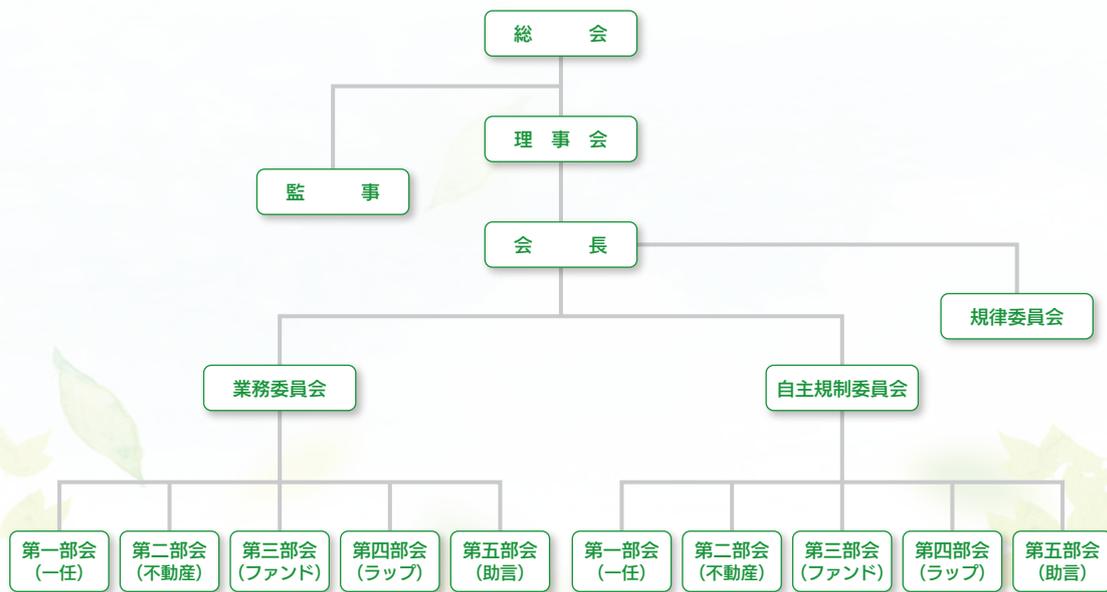
(1) 業務委員会

- ① 会員および協会の業務運営に関する諸問題
- ② スチュワードシップ・コードへの対応等に関する諸問題

(2) 自主規制委員会

- ① 自主規制ルールに関する諸問題
- ② 会員のベスト・プラクティスに向けた自主的取組みに関する諸問題

協会組織図



2025年度協会役員一覧

2025年6月26日現在

会長・ 代表理事	(常) 大場 昭義	元東京海上アセットマネジメント株式会社社長	
副会長	(非) 大越 昇一	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	代表取締役会長
副会長	(非) 小池 広靖	野村アセットマネジメント株式会社	CEO兼代表取締役社長
副会長・ 専務理事	(常) 岡田 則之	元東京国税局長	
理事	(非) 大矢 孝	三井物産リアルティ・マネジメント株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 阪口 和子	アライアンス・バーンスタイン株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 下城理重子	ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社	代表取締役副社長兼 COO
理事	(非) 須藤 吉範	SMBC日興証券株式会社	執行役員 資産運用ソリューション本部長
理事	(非) 恒吉 毅	東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社	代表取締役
理事	(非) 長澤 和哉	東京海上アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長 兼 CEO
理事	(非) 西山 明宏	りそなアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 丹羽 功	大和企業投資株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 野村 茂男	UOBアセットマネジメントジャパン株式会社	代表取締役CEO
理事	(非) 藤村 哲也	ライジングブル投資顧問株式会社	代表取締役
理事	(非) 森本 紀行	HCアセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
理事	(非) 山下 恵史	株式会社りそな銀行	執行役員 信託財産運用部担当
理事 (会員外)	(非) 青 克美	株式会社東京証券取引所	取締役常務執行役員
理事 (会員外)	(非) 伊倉 健之	一般社団法人 不動産証券化協会	専務理事
理事 (会員外)	(非) 宇野 淳	早稲田大学名誉教授	
理事 (会員外)	(非) 小倉加奈子	日本公認会計士協会	副会長
理事 (会員外)	(非) 河村 賢治	立教大学	法学部教授
理事 (会員外)	(非) 松田 昇	元預金保険機構理事長	弁護士 (元最高検察庁刑事部長)
監事	(非) 塩川 克史	SBI岡三アセットマネジメント株式会社	代表取締役社長
監事	(非) 鈴木 善之	富国生命投資顧問株式会社	代表取締役社長
監事 (会員外)	(非) 奥山 弘幸	元日本公認会計士協会常務理事	公認会計士

統計数値で見る投資顧問業

契約資産の残高

2025年3月末時点残高：644兆8,744億円

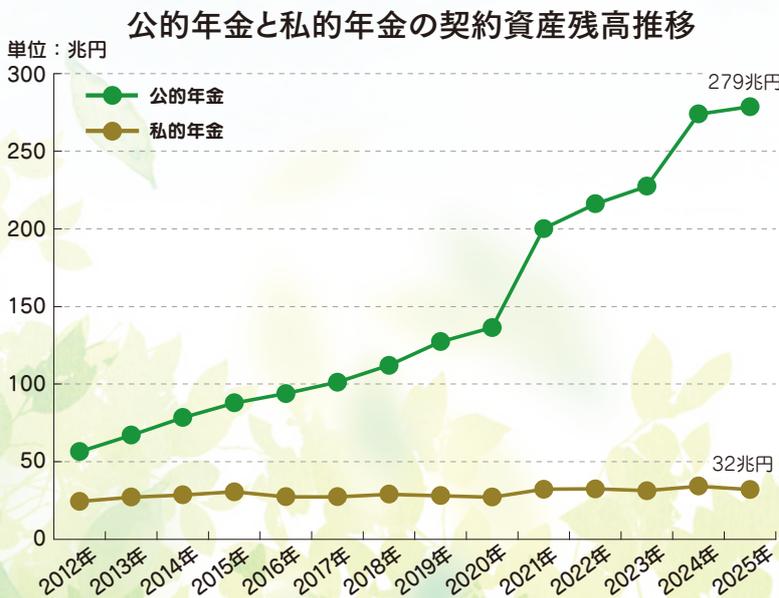


※数値は、各年全て3月末時点の残高（以下、同様）

2025年3月末の契約資産残高は、644兆8,744億円となり、3月末ベースでは13年連続で過去最高を更新しました。2024年度中は各種相場の上下動があったものの、契約資産残高は2024年3月末に比べ1.4%の増加となりました。

契約資産の内訳を見ると、国内年金資金（一任業）の割合が約48%となっており、当業界において年金資金の存在が大きいことが分かります。年金は、公的年金（年金積立金管理運用独立行政法人など）と私的年金（企業年金基金など）に分けることができますが、その残高推移は次のとおりです。

国内の公的年金と私的年金の内訳

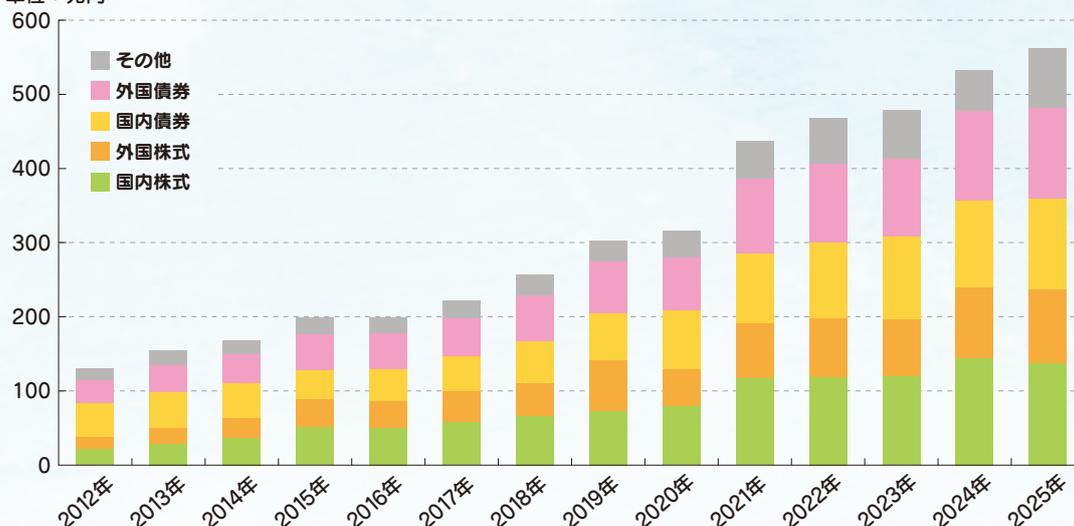


国内の公的年金の残高は、2012年3月末以降、継続的に増加しており、2025年3月末の残高は279兆円で、国内年金資産残高の約90%となっています。

運用対象資産の残高

投資資産別残高の推移

単位：兆円



※投資一任、ファンドの契約資産の投資対象資産

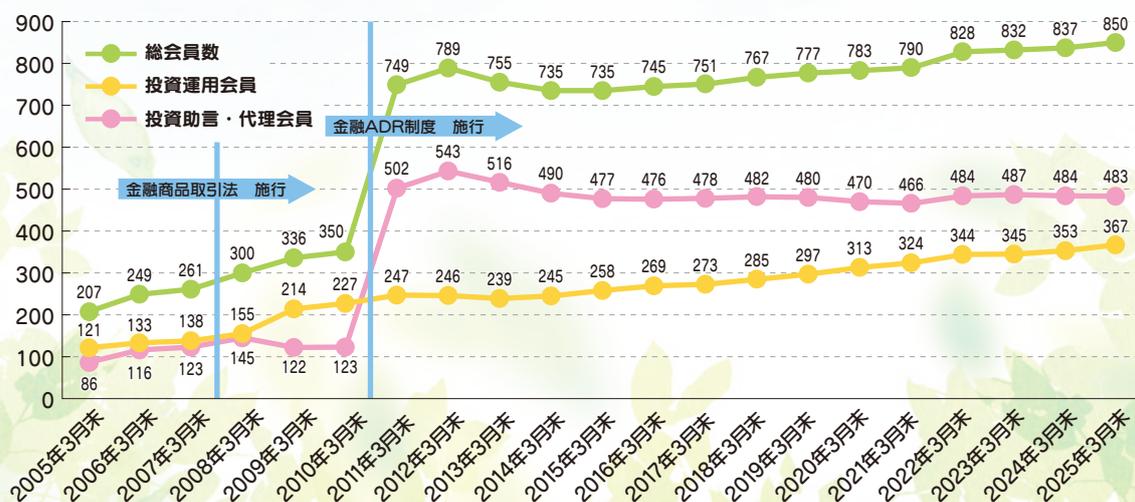
※「その他」は、地域分類等できない資産、不動産関連有価証券、短期資金など

運用対象資産（投資一任契約・ファンド）の構成比は、国内株式が24%、外国株式が18%、国内債券が22%、外国債券が22%となっています。合計金額は562兆円と、年度内の相場変動はあったものの前年末からほぼ横ばいの水準となりました。

会員数の推移

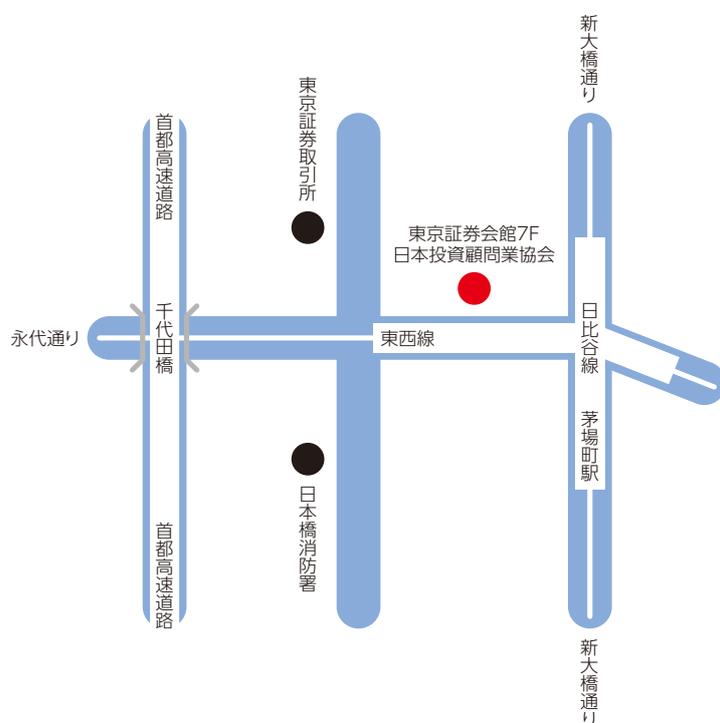
2025年3月末時点における会員数は850業者となっています。資産運用業に対する社会の期待が高まる中で、投資運用業を行う会員は12年連続の増加となりました。一方、投資助言・代理業を行う会員数は概ね横ばいの推移となっています。

会員数	投資運用会員	投資助言・代理会員
850	367	483



日本投資顧問業協会ホームページ統計資料：<https://www.jiaa.or.jp/toukei/>

案内図



日本投資顧問業協会

Japan Investment Advisers Association

<https://www.jiaa.or.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階

電話 03 (3663) 0505 ファクシミリ 03 (3663) 0510

東京メトロ地下鉄 東西線・日比谷線茅場町駅下車⑧番出口1分

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターの苦情・相談窓口

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(2025年7月発行)